

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年5月20日提出
【計算期間】	第36期(自 平成27年8月25日至 平成28年2月24日)
【ファンド名】	シユローダー日本ファンド
【発行者名】	シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ガイ・ヘンリキス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8番 3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8番 3号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

ファンドは、主としてわが国の株式およびシュローダー日本マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

##### 1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2)属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年 2 回	日本	
	年 4 回	北米	
	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
	年 12 回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ( )	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ
資産複合 ( )		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

## &lt;商品分類の定義&gt;

## 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

## 2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネジメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## &lt;補足として使用する商品分類&gt;

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## &lt;属性区分の定義&gt;

## 1. 投資対象資産による属性区分

## (1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## (2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

## 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

## 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

## 7. 特殊型

**ブル・ペア型**：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

**条件付運用型**：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

**ロング・ショート型／絶対収益追求型**：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

**その他型**：目論見書又は投資信託約款において、上記からに掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

●わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

●TOPIX(東証株価指数)<sup>\*1</sup>をベンチマーク<sup>\*2</sup>とします。

\*1 わが国の株式市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指標です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指標の算出、数値の公表、利用など株価指標に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。

\*2 ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

●資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●運用はファミリーファンド方式で行います。

### ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(シュローダー日本ファンド)とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド(シュローダー日本マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することがあります。



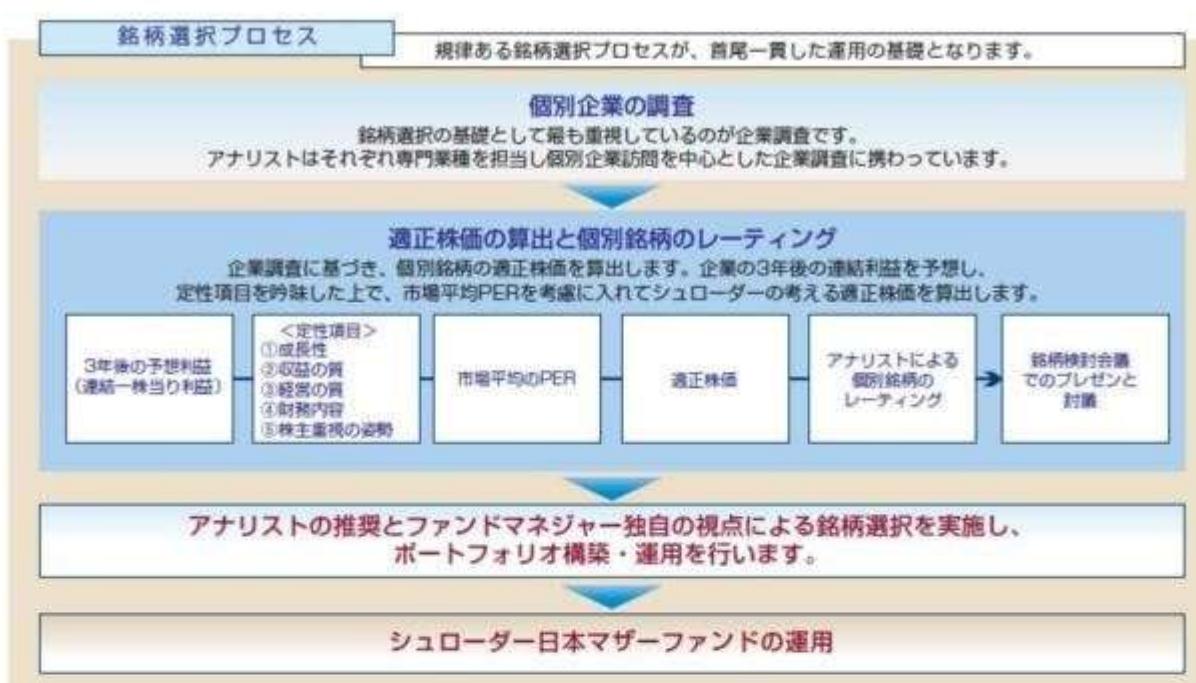
### 運用手法

中長期的な観点で、企業の成長性と株価の割安性を考慮して銘柄を選択して投資を行います。この銘柄選択手法をGARP(グロース・アット・リーズナブル・プライス)といいます。



## 運用プロセス

シユローダー・グループの日本株アナリストによる綿密な個別企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより、アクティブ運用を行います。



2016年2月末現在

\*上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

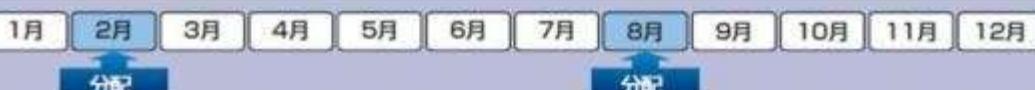
## 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 分配方針

年2回の決算時(原則2月、8月、の各24日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。



\*上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。  
\*分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産

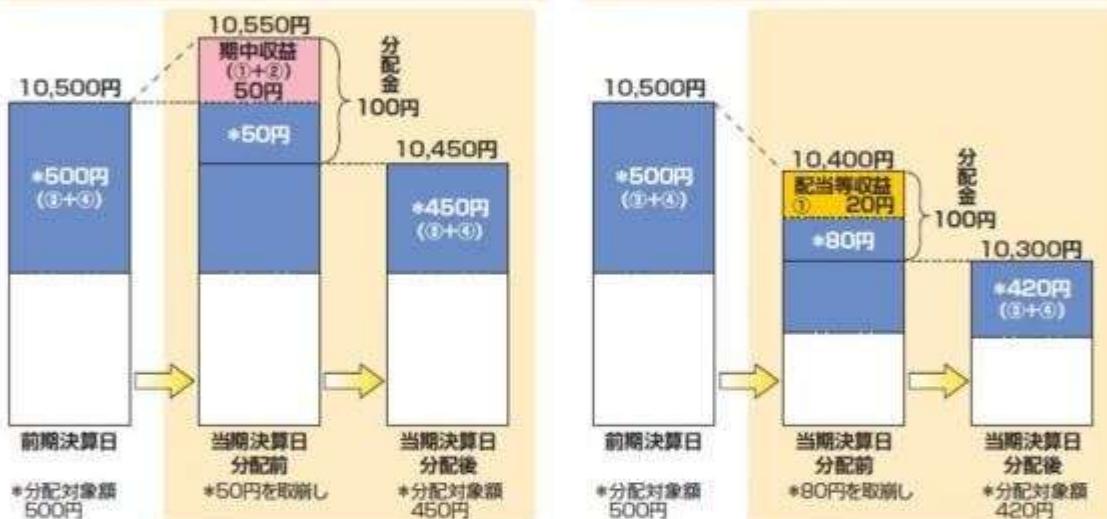
分配金

- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合

#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



\*分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まるこのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金
元本払戻金(特別分配金)
分配金支払後基準価額
個別元本

元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

元本払戻金(特別分配金)
分配金支払後基準価額
個別元本

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

#### 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

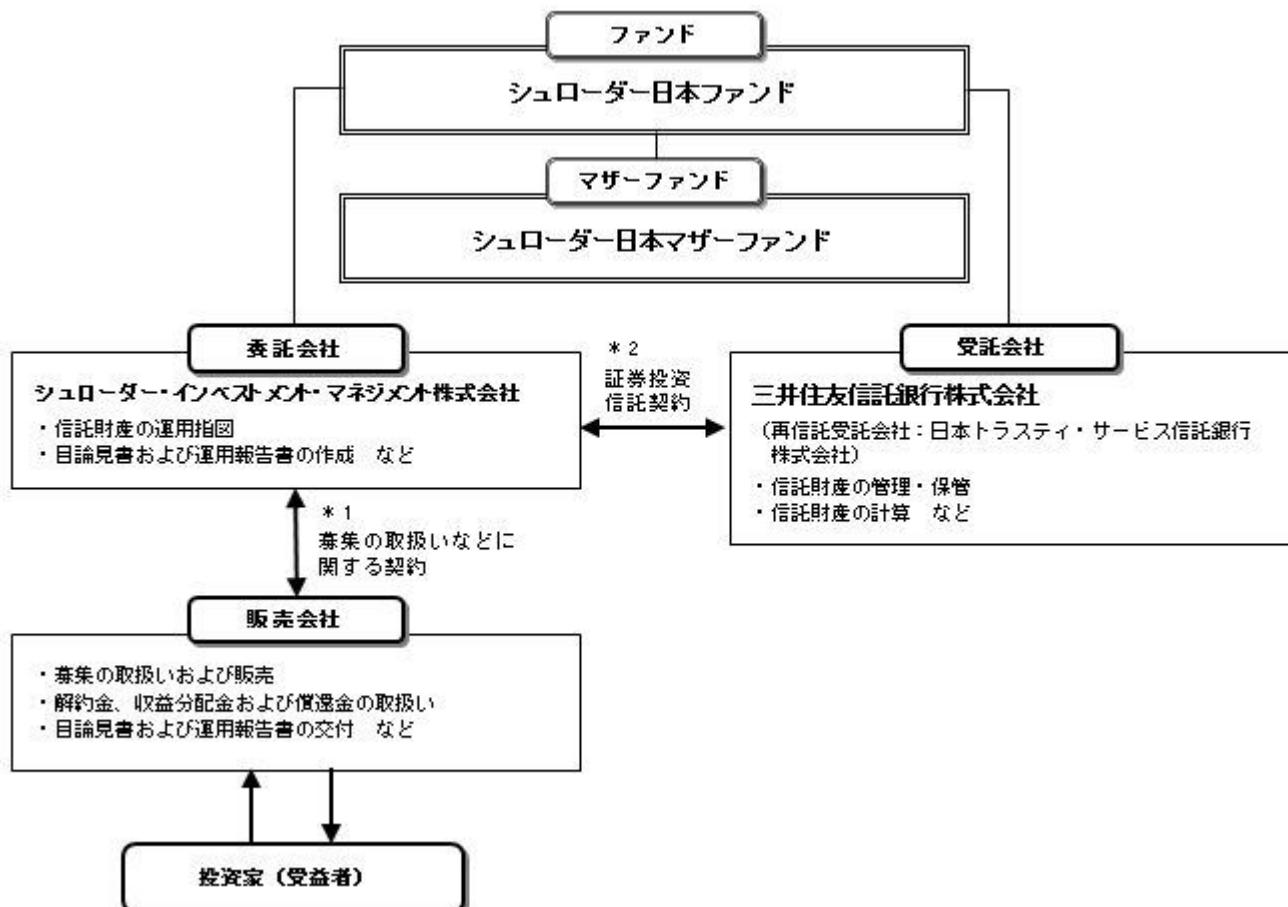
## (2) 【ファンドの沿革】

平成10年2月27日

・信託契約締結、設定、運用開始  
平成13年6月8日  
・ファミリーファンド方式による運用に変更

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ファンドの仕組み



#### 委託会社の概況（平成28年2月末現在）

- 1 ) 資本金  
490百万円
- 2 ) 沿革
 

昭和60年12月10日	: 株式会社シユローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年12月20日	: シュローダー投信株式会社設立
平成9年4月1日	: シュローダー投信株式会社と株式会社シユローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シユローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年4月3日	: シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成24年6月29日	: シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更
- 3 ) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シユローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストライクスクリーン	9,800株	100%

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。

株式の投資にあたっては、企業業績、収益成長力、市場性、株価水準等を勘案し、中長期的に成長性の見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。

株式等の実質組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### ( 2 ) 【投資対象】

< シュローダー日本ファンド >

主として、わが国の株式およびシュローダー日本ファンドと実質的に同一の運用の基本方針<sup>\*</sup>を有する親投資信託であるシュローダー日本マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を目指します。

\* 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が実質的に同一（親投資信託における収益分配方針および当該親投資信託への投資に係るもの）のものをいいます。

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるシュローダー日本マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（親投資信託および短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) コマーシャル・ペーパー
  - 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、2)から6)までの証券または証書の性質を有するもの
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
  - 9) 銀行、信託会社その他の政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）
  - 10) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 11) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1)の証券または証書を以下「株式」といい、2)から5)までの証券および7)の証券のうち2)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

**金融商品の指図範囲**

委託者は、信託金を、  
に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金  
2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

**その他の投資対象と指図範囲**

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入を行うことができます。

## &lt; シュローダー日本マザーファンド &gt;

主として、わが国の株式に投資し、信託財産の成長を目指します。

**投資の対象とする資産の種類**

この信託において投資の対象とする特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとします。

1) 有価証券

2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条、第19条の2および第19条の3に定めるものに限ります。）

3) 約束手形

4) 金銭債権

**有価証券の指図範囲**

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) コマーシャル・ペーパー

7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、2)から6)までの証券または証書の性質を有するもの

8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9) 銀行、信託会社その他の政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

10) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書を以下「株式」といい、2)から5)までの証券および7)の証券のうち2)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

**金融商品の指図範囲**

委託者は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1 ) 預金

2 ) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3 ) コール・ローン

4 ) 手形割引市場において売買される手形

5 ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6 ) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図を行うことができます。

#### 投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー日本マザーファンド>

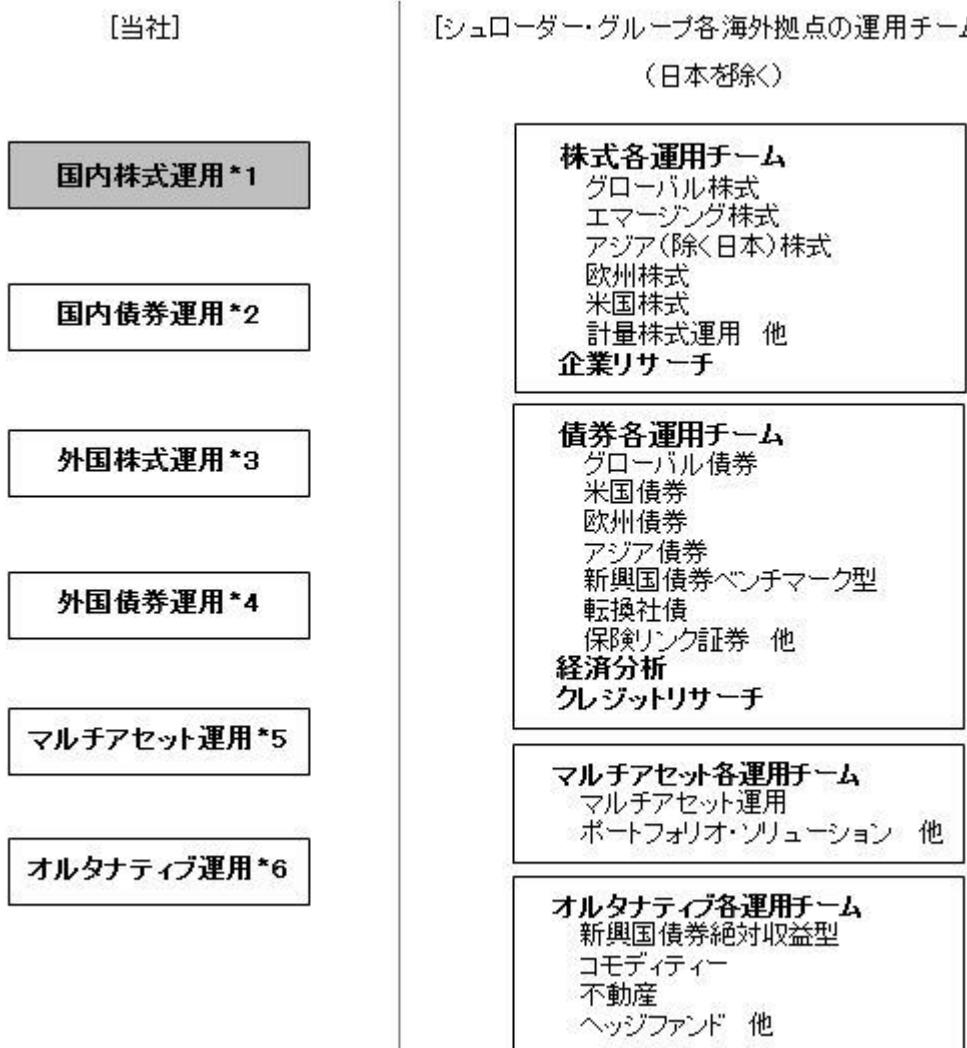
運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	主として、わが国の株式に投資し、信託財産の成長を目指します。
投資方針	<p>TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。</p> <p>株式の投資にあたっては、企業業績、収益成長力、市場性、株価水準等を勘案し、中長期的に成長性の見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。</p> <p>株式等の組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

#### ( 3 ) 【運用体制】

##### 運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（国内株式運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



\*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

\*2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図

\*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

\*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

\*5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

\*6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

#### 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス＆リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングさ

れ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

#### 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めていきます。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

上記体制は平成28年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （4）【分配方針】

#### 収益分配方針

毎決算時（毎年2月24日および8月24日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1 ) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた諸経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2 ) 分配金額は委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。
- 3 ) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

### （5）【投資制限】

#### 約款に定める投資制限

<シュローダー日本ファンド>

- 1 ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2 ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3 ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4 ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5 ) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6 ) 外貨建資産への投資は行いません。
- 7 ) 投資する株式等の範囲
  - イ ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ロ ) イ ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認されるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8 ) 信用取引の指図範囲
  - イ ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより

行うことの指図をすることができるものとします。

口)イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 9)先物取引等の運用指図

イ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下イ)およびロ)において同じ。）との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受け取る当該金額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該金額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2)投資対象に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る当該金額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受け取る当該金額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、9)で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2)投資対象に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ9)で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 10) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全額解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二) ハ)において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算定した価額で評価するものとします。
- ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付けに当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 12) 資金の借入

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができるものとします。
- ロ) 委託者はイ)の規定により借り入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ハ) 委託者はイ)に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
- ニ) イ)に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。
  1. 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
  2. かつ、信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内。
  3. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借り入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。

ホ)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。

ヘ)収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ト)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

13)デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

14)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

15)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### < シュローダー日本マザーファンド >

1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

6) 外貨建資産への投資は行いません。

7) 投資する株式等の範囲

イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ)イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

8) 信用取引の指図範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ)イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

9) 先物取引等の運用指図

イ) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融

商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指數等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、9)で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

口) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ9)で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 10) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なるった受取金利または異なるった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全額解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算定した価額で評価するものとします。
- ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行ふものとします。

## 11) 金利先渡取引の運用指図

- イ ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 二 ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ ) 11)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

## 12) クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

## 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

- イ ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2 . 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## 14) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## 16) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

## 3 【投資リスク】

### ( 1 ) ファンドのリスク

- ・ 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に国内の株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるときその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

#### 組入株式の価格変動リスクと信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの投資対象である株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。

組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

#### < その他の留意事項 >

##### 組入株式の規模・業種別比率に関する留意点

ファンドおよびマザーファンドは規模(時価総額の大小・以下同じ)・業種別の投資比率を限定しないので、銘柄選択の結果として規模・業種別比率が偏ることもあり、特定のカテゴリーの影響を大きく受けることがあります。

##### 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

##### ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために、保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

##### 換金に関する制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり20億円を超える換金の申込みは行えません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。

##### 収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利子・配当収入および売買益等の中から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益の分配を行いますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

##### 信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

##### 買付・解約の中止

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受付けを中止することあるいは、すでに受付けたその申込みの受付けを取り消すことがあります。

##### 投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行うわが国の株式市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資

金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行う（原則として信託期間は無期限）ために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においてもファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

## ( 2 ) リスク管理体制

ファンドの運用リスク管理

<シュローダー・グループ全体の運用リスク管理>

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモーデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

外部監査について

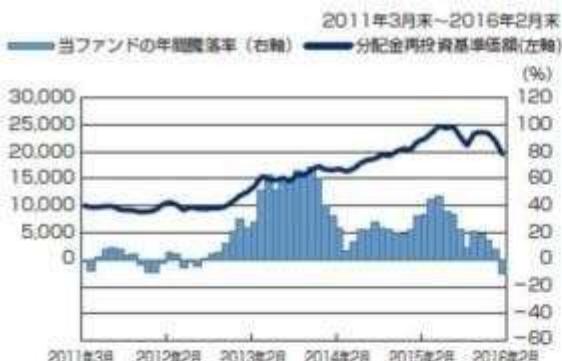
外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）<sup>\*</sup> 準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。

\* グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

上記体制は平成28年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 参考情報

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

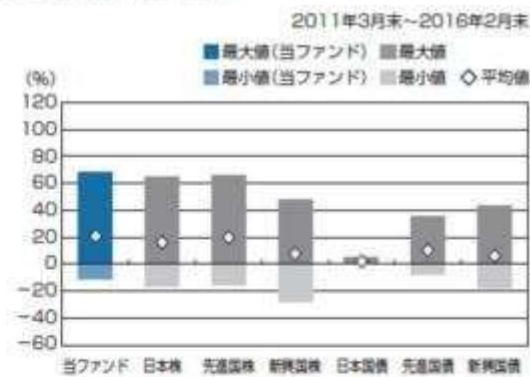


\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。

\*年間騰落率は、2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### 各資産クラスの指標

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本債券……NOMURA-BPI債券

先進国債……シティ世界債券インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる収益を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村貿易研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、透明性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に端末して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに帰する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに帰する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI債券

NOMURA-BPI債券は、野村證券株式会社が発表している日本の債券市場の動向を的確に示すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI債券に関する著作権、知能権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界債券インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界債券インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の債券の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、シティ世界債券インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て債券を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

MSCIは、この資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・默示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。このMSCIのデータを再配布することは許可されません。また、他の指標やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用することもできません。MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っておりません。また、MSCIはこの資料の作成者ではありません。いかなるMSCIのデータも、投資のアドバイスや、どのような種類の投資決定を行う事(又は行わない事)の推薦を行う意図は無く、また、そのようにみなされるべきものではありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.00%）が上限となっております。

・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額としま

す。

- ・<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。  
申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

#### ( 2 ) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

#### ( 3 ) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.5984%（税抜1.4800%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

運用管理費用(信託報酬)の配分			
ファンドの純資産総額	500億円以下の部分	500億円超1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分
委託会社	年率0.7000%（税抜）	年率0.6500%（税抜）	年率0.6000%（税抜）
販売会社	年率0.7000%（税抜）	年率0.7500%（税抜）	年率0.8000%（税抜）
受託会社	年率0.0800%（税抜）	年率0.0800%（税抜）	年率0.0800%（税抜）

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用判断、受託会社への指図 基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の交付 口座内のファンドの管理、および事務手続き等
受託会社	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### ( 4 ) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資

枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額

その他の諸費用。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

#### 1) 監査費用

2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用

3) 目論見書の作成・印刷・交付費用

4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

5) 信託約款の作成・印刷・届出費用

6) 運用報告書の作成・印刷・交付費用

7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

8) 投信振替制度に係る費用および手数料等

9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

10) 格付の取得に要する費用

委託会社は、上記の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.054%（税抜0.050%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.054%（税抜0.050%）を上限としてこれを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。

係る諸費用は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

（4）その他の手数料等のうち、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

#### （5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。

個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用

になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

##### 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

##### 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

##### 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

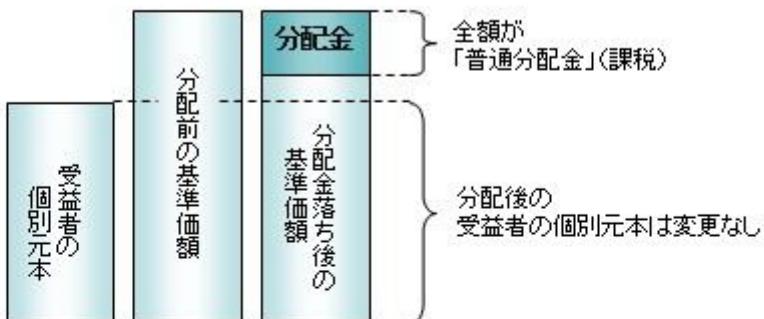
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

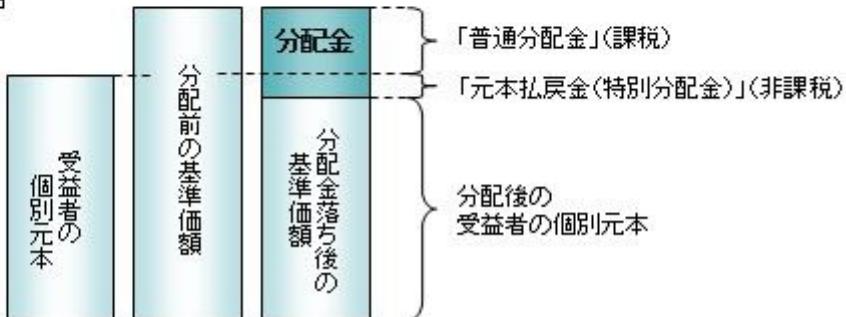
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

##### イ) の場合



##### ロ) 、 ハ) の場合



米国外口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」と

いう。)が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁(以下「内国歳入庁」という。)に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を求める義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI(以下「NPFFI」という。)に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

上記は平成28年2月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【シュローダー日本ファンド】

以下の運用状況は2016年2月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,621,691,727	100.02
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,498,682	0.02
合計(純資産総額)		6,620,193,045	100.00

#### (2)【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー日本マザーファンド	3,166,152,686	2.0612	6,526,073,917	2.0914	6,621,691,727	100.02

#### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### ( 3 ) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第17計算期間末 (2006年 8月24日)	13,788	13,788	1.1184	1.1184
第18計算期間末 (2007年 2月26日)	11,432	11,432	1.2479	1.2479
第19計算期間末 (2007年 8月24日)	8,179	8,252	1.1203	1.1303
第20計算期間末 (2008年 2月25日)	6,400	6,400	0.9279	0.9279
第21計算期間末 (2008年 8月25日)	5,242	5,242	0.8199	0.8199
第22計算期間末 (2009年 2月24日)	2,891	2,891	0.4774	0.4774
第23計算期間末 (2009年 8月24日)	4,097	4,097	0.7182	0.7182
第24計算期間末 (2010年 2月24日)	3,334	3,334	0.6733	0.6733
第25計算期間末 (2010年 8月24日)	2,885	2,885	0.6320	0.6320
第26計算期間末 (2011年 2月24日)	3,085	3,085	0.7530	0.7530
第27計算期間末 (2011年 8月24日)	2,566	2,566	0.6511	0.6511
第28計算期間末 (2012年 2月24日)	2,687	2,687	0.7374	0.7374
第29計算期間末 (2012年 8月24日)	2,355	2,355	0.7006	0.7006
第30計算期間末 (2013年 2月25日)	2,865	2,897	0.8992	0.9092
第31計算期間末 (2013年 8月26日)	8,744	8,825	1.0784	1.0884
第32計算期間末 (2014年 2月24日)	7,823	7,889	1.1805	1.1905
第33計算期間末 (2014年 8月25日)	6,375	6,375	1.3389	1.3389
第34計算期間末 (2015年 2月24日)	6,967	6,967	1.5223	1.5223
第35計算期間末 (2015年 8月24日)	7,311	7,311	1.5539	1.5539
第36計算期間末 (2016年 2月24日)	6,522	6,522	1.3638	1.3638
2015年 2月末日	7,116		1.5508	
3月末日	6,912		1.5924	
4月末日	7,273		1.6713	
5月末日	7,843		1.7601	
6月末日	8,095		1.7337	
7月末日	8,483		1.7537	
8月末日	7,707		1.6152	
9月末日	7,352		1.5038	

10月末日	8,039		1.6624	
11月末日	8,079		1.6839	
12月末日	7,944		1.6636	
2016年 1月末日	7,442		1.5567	
2月末日	6,620		1.3835	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第17期	2006年 2月25日～2006年 8月24日	0.0000
第18期	2006年 8月25日～2007年 2月26日	0.0000
第19期	2007年 2月27日～2007年 8月24日	0.0100
第20期	2007年 8月25日～2008年 2月25日	0.0000
第21期	2008年 2月26日～2008年 8月25日	0.0000
第22期	2008年 8月26日～2009年 2月24日	0.0000
第23期	2009年 2月25日～2009年 8月24日	0.0000
第24期	2009年 8月25日～2010年 2月24日	0.0000
第25期	2010年 2月25日～2010年 8月24日	0.0000
第26期	2010年 8月25日～2011年 2月24日	0.0000
第27期	2011年 2月25日～2011年 8月24日	0.0000
第28期	2011年 8月25日～2012年 2月24日	0.0000
第29期	2012年 2月25日～2012年 8月24日	0.0000
第30期	2012年 8月25日～2013年 2月25日	0.0100
第31期	2013年 2月26日～2013年 8月26日	0.0100
第32期	2013年 8月27日～2014年 2月24日	0.0100
第33期	2014年 2月25日～2014年 8月25日	0.0000
第34期	2014年 8月26日～2015年 2月24日	0.0000
第35期	2015年 2月25日～2015年 8月24日	0.0000
第36期	2015年 8月25日～2016年 2月24日	0.0000

## 【收益率の推移】

期	期間	收益率(%)
第17期	2006年 2月25日～2006年 8月24日	0.10
第18期	2006年 8月25日～2007年 2月26日	11.58
第19期	2007年 2月27日～2007年 8月24日	9.42
第20期	2007年 8月25日～2008年 2月25日	17.17
第21期	2008年 2月26日～2008年 8月25日	11.64
第22期	2008年 8月26日～2009年 2月24日	41.77
第23期	2009年 2月25日～2009年 8月24日	50.44
第24期	2009年 8月25日～2010年 2月24日	6.25

第25期	2010年 2月25日～2010年 8月24日	6.13
第26期	2010年 8月25日～2011年 2月24日	19.15
第27期	2011年 2月25日～2011年 8月24日	13.53
第28期	2011年 8月25日～2012年 2月24日	13.25
第29期	2012年 2月25日～2012年 8月24日	4.99
第30期	2012年 8月25日～2013年 2月25日	29.77
第31期	2013年 2月26日～2013年 8月26日	21.04
第32期	2013年 8月27日～2014年 2月24日	10.40
第33期	2014年 2月25日～2014年 8月25日	13.42
第34期	2014年 8月26日～2015年 2月24日	13.70
第35期	2015年 2月25日～2015年 8月24日	2.08
第36期	2015年 8月25日～2016年 2月24日	12.23

(注)各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第17期	2006年 2月25日～2006年 8月24日	3,817,857,097	3,696,158,432
第18期	2006年 8月25日～2007年 2月26日	615,320,806	3,782,161,866
第19期	2007年 2月27日～2007年 8月24日	592,118,787	2,452,485,162
第20期	2007年 8月25日～2008年 2月25日	309,469,904	712,449,224
第21期	2008年 2月26日～2008年 8月25日	52,707,029	557,171,196
第22期	2008年 8月26日～2009年 2月24日	86,843,102	422,563,043
第23期	2009年 2月25日～2009年 8月24日	141,518,454	494,851,654
第24期	2009年 8月25日～2010年 2月24日	11,012,223	762,550,034
第25期	2010年 2月25日～2010年 8月24日	17,109,767	405,219,982
第26期	2010年 8月25日～2011年 2月24日	6,027,213	472,968,529
第27期	2011年 2月25日～2011年 8月24日	58,705,101	214,945,348
第28期	2011年 8月25日～2012年 2月24日	57,396,368	353,864,040
第29期	2012年 2月25日～2012年 8月24日	2,974,255	286,191,669
第30期	2012年 8月25日～2013年 2月25日	11,699,909	186,976,563
第31期	2013年 2月26日～2013年 8月26日	5,588,944,119	666,584,890
第32期	2013年 8月27日～2014年 2月24日	1,419,321,704	2,901,296,337
第33期	2014年 2月25日～2014年 8月25日	572,165,054	2,437,874,522
第34期	2014年 8月26日～2015年 2月24日	1,170,424,421	1,354,849,983
第35期	2015年 2月25日～2015年 8月24日	1,758,524,160	1,630,344,978
第36期	2015年 8月25日～2016年 2月24日	365,990,390	288,483,366

（参考）

## シユローダー日本マザーファンド

以下の運用状況は2016年 2月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	110,878,064,210	95.68
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		5,006,132,602	4.32
合計（純資産総額）		115,884,196,812	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	3,181,360,000	2.74

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,405,000	3,096.00	4,349,880,000	3,164.00	4,445,420,000	3.84
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	2,991,100	1,349.50	4,036,489,450	1,330.50	3,979,658,550	3.43
日本	株式	東京センチュリーリース	その他金融業	916,800	3,730.00	3,419,664,000	3,850.00	3,529,680,000	3.05
日本	株式	オリックス	その他金融業	2,207,600	1,434.50	3,166,802,200	1,477.00	3,260,625,200	2.81
日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	689,200	4,470.00	3,080,724,000	4,520.00	3,115,184,000	2.69
日本	株式	ネクソン	情報・通信業	1,805,100	1,620.00	2,924,262,000	1,694.00	3,057,839,400	2.64
日本	株式	損害ジャパン日本興亜ホールディングス	保険業	916,700	3,189.00	2,923,356,300	3,250.00	2,979,275,000	2.57
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	469,600	5,972.43	2,804,657,433	5,897.00	2,769,231,200	2.39
日本	株式	沖縄セルラー電話	情報・通信業	839,800	3,125.09	2,624,454,351	3,190.00	2,678,962,000	2.31
日本	株式	スルガ銀行	銀行業	1,414,300	1,807.94	2,556,980,067	1,808.00	2,557,054,400	2.21
日本	株式	スターツコーポレーション	不動産業	1,139,100	2,233.00	2,543,610,300	2,226.00	2,535,636,600	2.19
日本	株式	ハイレックスコーポレーション	輸送用機器	818,400	3,145.00	2,573,868,000	3,050.00	2,496,120,000	2.15
日本	株式	ブライダル	電気機器	1,983,800	1,208.00	2,396,430,400	1,234.00	2,448,009,200	2.11
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	465,900	4,725.00	2,201,377,500	4,750.00	2,213,025,000	1.91
日本	株式	上村工業	化学	463,100	4,125.00	1,910,287,500	4,490.00	2,079,319,000	1.79

日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	2,100,600	920.01	1,932,583,420	977.00	2,052,286,200	1.77
日本	株式	シーケス	卸売業	689,800	2,816.00	1,942,476,800	2,910.00	2,007,318,000	1.73
日本	株式	K D D I	情報・通信業	656,400	2,824.50	1,854,001,800	2,878.00	1,889,119,200	1.63
日本	株式	T D K	電気機器	307,300	5,600.00	1,720,880,000	5,890.00	1,809,997,000	1.56
日本	株式	フォスター電機	電気機器	782,400	2,094.00	1,638,345,600	2,140.00	1,674,336,000	1.44
日本	株式	イーグル工業	機械	1,164,900	1,369.00	1,594,748,100	1,396.00	1,626,200,400	1.40
日本	株式	山九	陸運業	2,975,000	521.00	1,549,975,000	531.00	1,579,725,000	1.36
日本	株式	因幡電機産業	卸売業	465,200	3,330.00	1,549,116,000	3,395.00	1,579,354,000	1.36
日本	株式	プリマハム	食料品	5,749,000	266.18	1,530,315,123	274.00	1,575,226,000	1.36
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	77,100	20,305.00	1,565,515,500	20,215.00	1,558,576,500	1.34
日本	株式	ニッタ	ゴム製品	536,200	2,868.00	1,537,821,600	2,854.00	1,530,314,800	1.32
日本	株式	J X ホールディングス	石油・石炭製品	3,476,100	446.80	1,553,121,480	439.10	1,526,355,510	1.32
日本	株式	日本精機	輸送用機器	699,000	2,031.00	1,419,669,000	2,182.00	1,525,218,000	1.32
日本	株式	ナフコ	小売業	913,400	1,626.00	1,485,188,400	1,632.00	1,490,668,800	1.29
日本	株式	富士機械製造	機械	1,289,100	1,100.00	1,418,010,000	1,138.00	1,466,995,800	1.27

## 口. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	2.75
		食料品	1.36
		繊維製品	0.57
		パルプ・紙	0.30
		化学	5.60
		石油・石炭製品	1.32
		ゴム製品	3.06
		鉄鋼	1.15
		非鉄金属	1.13
		金属製品	0.68
		機械	3.47
		電気機器	7.05
		輸送用機器	13.53
		精密機器	1.02
		電気・ガス業	0.73
		陸運業	2.71
		海運業	0.06
		情報・通信業	8.31
		卸売業	10.97
		小売業	5.99
		銀行業	6.50
		証券、商品先物取引業	0.96
		保険業	2.92
		その他金融業	5.86

不動産業	3.18
サービス業	4.53
合 計	95.68

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	賃建	247	日本円	3,168,719,214	3,181,360,000	2.74

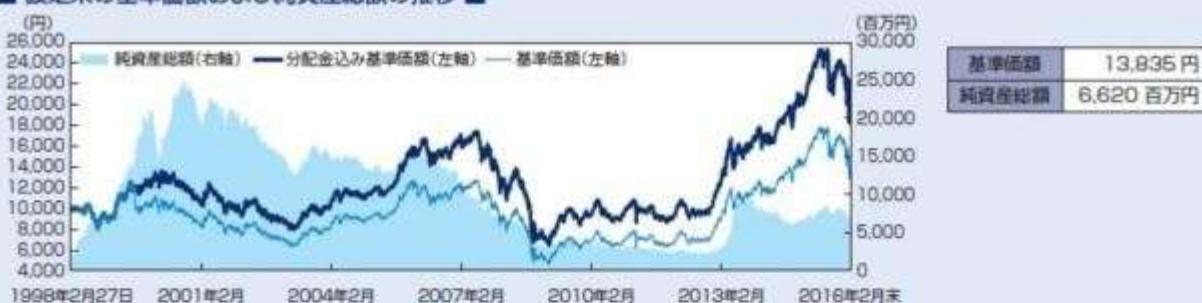
(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### 参考情報

#### 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

### ■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



\*分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

\*基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

\*設定日：1998年2月27日

## 分配の推移

### ■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2014年2月	100円
2014年8月	0円
2015年2月	0円
2015年8月	0円
2016年2月	0円
設定来累計	3,900円

## 主要な資産の状況

### ■ 組入上位業種 ■

順位	業種	投資比率(%)
1	輸送用機器	13.53
2	卸売業	10.97
3	情報・通信業	9.31
4	電気機器	7.05
5	銀行業	6.50

### ■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.84
2	伊藤忠商事	卸売業	3.43
3	東京センチュリーリース	その他金融業	3.05
4	オリックス	その他金融業	2.81
5	アイシン精機	輸送用機器	2.69
6	ネクソン	情報・通信業	2.64
7	損保ジャパン日本興亜ホールディングス	保険業	2.57
8	トヨタ自動車	輸送用機器	2.39
9	沖縄セルラー電話	情報・通信業	2.31
10	スルガ銀行	銀行業	2.21

\*投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移



\*2016年は2月末までの騰落率です。

\*ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

\*ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### （2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>と<分配金受取りコース（一般コース）>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース（一般コース）>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所<sup>\*</sup>における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

\* 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(9) 米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対しもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対しもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」という。）に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人ではない信託）、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933年証券法に基づくルール501(a)

に定義される。)により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。)。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

## 2 【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (3) 解約制限

ファンデの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

### <委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

#### (5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (6) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

#### (8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

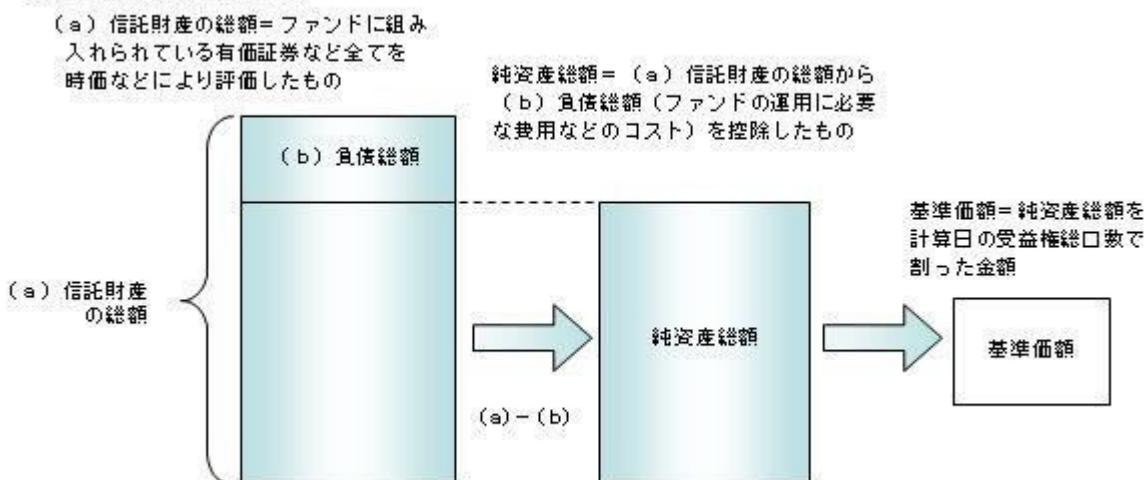
## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいです。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

#### <基準価額算出の流れ>



### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### <主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

### ( 2 ) 【保管】

該当事項はありません。

### ( 3 ) 【信託期間】

無期限とします（平成10年 2月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### ( 4 ) 【計算期間】

毎年2月25日から8月24日まで、および8月25日から翌年2月24日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

### ( 5 ) 【その他】

#### 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- イ) 受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
- ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

#### 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

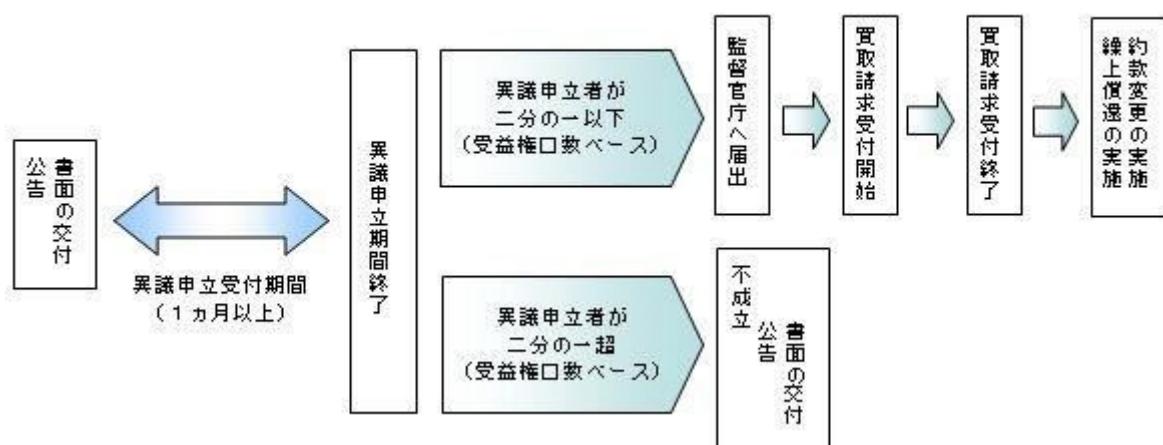
#### 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

#### 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

## &lt;繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ&gt;

**公告**

公告は日本経済新聞に掲載します。

**運用報告書の作成**

- 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- 交付運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。
- 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス : <http://www.schroders.co.jp/>

**関係法人との契約について**

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3カ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

**4 【受益者の権利等】**

受益者の有する主な権利は次の通りです。

**(1) 収益分配金・償還金受領権**

- 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

**(2) 解約請求権**

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

**(3) 帳簿閲覧権**

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期計算期間(平成27年8月25日から平成28年2月24日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

### 1【財務諸表】

【シユローダー日本ファンド】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第35期 (平成27年 8月24日現在)	第36期 (平成28年 2月24日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
親投資信託受益証券	7,374,312,511	6,585,658,832
未収入金	66,889,932	-
<b>流動資産合計</b>	<u>7,441,202,443</u>	<u>6,585,658,832</u>
<b>資産合計</b>	<u>7,441,202,443</u>	<u>6,585,658,832</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	66,889,932	-
未払受託者報酬	3,286,071	3,299,707
未払委託者報酬	57,506,139	57,744,842
その他未払費用	2,053,670	2,062,204
<b>流動負債合計</b>	<u>129,735,812</u>	<u>63,106,753</u>
<b>負債合計</b>	<u>129,735,812</u>	<u>63,106,753</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	4,705,119,657	4,782,626,681
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,606,346,974	1,739,925,398
( 分配準備積立金 )	1,181,738,900	1,114,126,811
<b>元本等合計</b>	<u>7,311,466,631</u>	<u>6,522,552,079</u>
<b>純資産合計</b>	<u>7,311,466,631</u>	<u>6,522,552,079</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>7,441,202,443</u>	<u>6,585,658,832</u>

## (2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第35期 (自 平成27年 2月25日 至 平成27年 8月24日)	第36期 (自 平成27年 8月25日 至 平成28年 2月24日)
<b>営業収益</b>		
<b>有価証券売買等損益</b>	<b>152,734,819</b>	<b>834,838,348</b>
<b>営業収益合計</b>	<b>152,734,819</b>	<b>834,838,348</b>
<b>営業費用</b>		
<b>受託者報酬</b>	<b>3,286,071</b>	<b>3,299,707</b>
<b>委託者報酬</b>	<b>57,506,139</b>	<b>57,744,842</b>
<b>その他費用</b>	<b>2,053,670</b>	<b>2,062,204</b>
<b>営業費用合計</b>	<b>62,845,880</b>	<b>63,106,753</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>89,888,939</b>	<b>897,945,101</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>89,888,939</b>	<b>897,945,101</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>89,888,939</b>	<b>897,945,101</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	220,938,094	13,239,539
期首剩余金又は期首次損金( )	2,390,346,407	2,606,346,974
剩余金増加額又は欠損金減少額	1,231,713,559	203,656,127
<b>当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>1,231,713,559</b>	<b>203,656,127</b>
剩余金減少額又は欠損金増加額	884,663,837	158,893,063
<b>当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>884,663,837</b>	<b>158,893,063</b>
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>2,606,346,974</b>	<b>1,739,925,398</b>

( 3 ) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

	第35期 [平成27年 8月24日現在]	第36期 [平成28年 2月24日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,576,940,475円	4,705,119,657円
期中追加設定元本額	1,758,524,160円	365,990,390円
期中解約元本額	1,630,344,978円	288,483,366円
2. 受益権の総数	4,705,119,657口	4,782,626,681口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第35期 自 平成27年 2月25日 至 平成27年 8月24日	第36期 自 平成27年 8月25日 至 平成28年 2月24日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,101,632,003円)及び分配準備積立金(1,181,738,900円)より、分配対象収益は3,283,370,903円(1万口当たり6,978.29円)であります、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,224,402,887円)及び分配準備積立金(1,114,126,811円)より、分配対象収益は3,338,529,698円(1万口当たり6,980.52円)であります、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第35期 自 平成27年 2月25日 至 平成27年 8月24日	第36期 自 平成27年 8月25日 至 平成28年 2月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門(コンプライアンス部門等)が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

#### 金融商品の時価等に関する事項

	第35期 [平成27年 8月24日現在]	第36期 [平成28年 2月24日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	第35期 [平成27年 8月24日現在]	第36期 [平成28年 2月24日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

第35期（平成27年 8月24日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	66,560,889円
合計	66,560,889円

第36期（平成28年 2月24日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	842,396,292円
合計	842,396,292円

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	第35期 [平成27年 8月24日現在]	第36期 [平成28年 2月24日現在]
1口当たり純資産額	1.5539円	1.3638円
(1万口当たり純資産額)	(15,539円)	(13,638円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表 (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シユローダー日本マザーファンド	3,195,060,563	6,585,658,832	
	合計	3,195,060,563	6,585,658,832	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シユローダー日本マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。  
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シユローダー日本マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

##### シユローダー日本マザーファンド

##### 貸借対照表

	(単位：円)	
	(平成27年 8月24日現在)	(平成28年 2月24日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	5,472,011,312
コール・ローン	2,428,354,269	-
株式	115,417,026,940	108,798,931,330

(平成27年 8月24日現在)

(平成28年 2月24日現在)

派生商品評価勘定	-	25,097,989
未収入金	982,690,681	124,199,851
未収配当金	67,453,100	72,240,600
未収利息	665	-
前払金	86,050,000	381,895,000
差入委託証拠金	38,595,000	245,760,000
流動資産合計	119,020,170,655	115,120,136,082
<b>資産合計</b>	<b>119,020,170,655</b>	<b>115,120,136,082</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	95,679,365	368,224,060
未払金	1,836,436,849	507,612,648
未払解約金	195,786,108	174,490,682
流動負債合計	2,127,902,322	1,050,327,390
<b>負債合計</b>	<b>2,127,902,322</b>	<b>1,050,327,390</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	50,241,898,922	55,341,576,742
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	66,650,369,411	58,728,231,950
元本等合計	116,892,268,333	114,069,808,692
<b>純資産合計</b>	<b>116,892,268,333</b>	<b>114,069,808,692</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>119,020,170,655</b>	<b>115,120,136,082</b>

(注) 「シュローダー日本マザーファンド」の計算期間は原則として毎年2月25日から翌年2月24日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成27年 8月24日及び平成28年 2月24日における同ファンドの状況であります。

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成27年 8月24日現在]	[平成28年 2月24日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	39,639,695,277円	50,241,898,922円
期中追加設定元本額	18,196,776,951円	9,937,062,008円
期中解約元本額	7,594,573,306円	4,837,384,188円

	[平成27年 8月24日現在]	[平成28年 2月24日現在]
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダー日本ファンド（野村SMA・EW向け）	1,932,096,441円	4,026,148,114円
シュローダー日本ファンド	3,169,566,110円	3,195,060,563円
シュローダー日本ファンド（野村SMA向け）	6,156,460,449円	6,099,544,508円
シュローダー日本ファンドVA（適格機関投資家専用）	20,729,343,109円	19,035,371,370円
シュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け）	5,824,170,790円	6,165,111,789円
シュローダー日本ファンドPFオポチュニティ（適格機関投資家専用）	3,821,898,420円	3,804,525,862円
シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）	8,608,363,603円	13,015,814,536円
計	50,241,898,922円	55,341,576,742円
2. 受益権の総数	50,241,898,922口	55,341,576,742口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 2月25日 至 平成27年 8月24日	自 平成27年 8月25日 至 平成28年 2月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また当ファンドは、ファンド資金の流出等に伴う組入れ比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。	同左

	自 平成27年 2月25日 至 平成27年 8月24日	自 平成27年 8月25日 至 平成28年 2月24日
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

### 金融商品の時価等に関する事項

	[平成27年 8月24日現在]	[平成28年 2月24日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成27年 8月24日現在)

## 売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,592,960,551円
合計	1,592,960,551円

(平成28年 2月24日現在)

## 売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	17,831,390,396円
合計	17,831,390,396円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー日本ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連

(平成27年 8月24日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超		時価	評価損益
			-	-		
市場取引	株価指数先物取引 買建	789,634,365	-	693,955,000	693,955,000	95,679,365
	合計	789,634,365	-	693,955,000	693,955,000	95,679,365

(平成28年 2月24日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超		時価	評価損益
			-	-		
市場取引	株価指数先物取引 買建	3,274,326,071	-	2,931,200,000	2,931,200,000	343,126,071
	合計	3,274,326,071	-	2,931,200,000	2,931,200,000	343,126,071

## (注) 時価の算定方法

1 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 株価指数先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	[平成27年 8月24日現在]	[平成28年 2月24日現在]
1口当たり純資産額	2.3266円	2.0612円
(1万口当たり純資産額)	(23,266円)	(20,612円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ミライト・ホールディングス	156,300	795.000	124,258,500	
長谷工コーポレーション	2,063,700	919.000	1,896,540,300	
協和エクシオ	315,400	1,262.000	398,034,800	
日揮	342,000	1,750.000	598,500,000	
プリマハム	5,597,000	266.000	1,488,802,000	
デサント	393,000	1,741.000	684,213,000	
トーモク	1,392,000	246.000	342,432,000	
四国化成工業	886,000	832.000	737,152,000	
エスケー化研	79,000	9,630.000	760,770,000	
サカタインクス	151,800	1,116.000	169,408,800	
T & K TOKA	1,045,400	870.000	909,498,000	
上村工業	463,100	4,125.000	1,910,287,500	
寺岡製作所	7,600	344.000	2,614,400	
未来工業	364,800	1,550.000	565,440,000	
JSP	464,400	2,159.000	1,002,639,600	
JXホールディングス	3,476,100	446.800	1,553,121,480	
ブリヂストン	268,900	3,956.000	1,063,768,400	
ニッタ	536,200	2,868.000	1,537,821,600	
三ツ星ベルト	562,000	870.000	488,940,000	
バンドー化学	1,085,000	428.000	464,380,000	
東京製鐵	1,849,900	715.000	1,322,678,500	

DOWAホールディングス	2,020,000	602.000	1,216,040,000	
東プレ	374,800	2,069.000	775,461,200	
富士機械製造	1,289,100	1,100.000	1,418,010,000	
新東工業	326,400	864.000	282,009,600	
TPR	229,600	2,658.000	610,276,800	
イーグル工業	1,164,900	1,369.000	1,594,748,100	
コニカミノルタ	221,200	928.000	205,273,600	
プラザー工業	1,983,800	1,208.000	2,396,430,400	
TDK	307,300	5,600.000	1,720,880,000	
フォスター電機	782,400	2,094.000	1,638,345,600	
アオイ電子	426,500	2,258.000	963,037,000	
イリソ電子工業	32,000	4,365.000	139,680,000	
浜松ホトニクス	96,500	2,750.000	265,375,000	
小糸製作所	128,400	4,875.000	625,950,000	
豊田自動織機	465,900	4,725.000	2,201,377,500	
モリタホールディングス	598,300	1,240.000	741,892,000	
トヨタ自動車	460,200	5,974.000	2,749,234,800	
武藏精密工業	288,400	2,057.000	593,238,800	
日信工業	327,900	1,410.000	462,339,000	
大同メタル工業	875,100	760.000	665,076,000	
アイシン精機	689,200	4,470.000	3,080,724,000	
本田技研工業	381,600	2,848.000	1,086,796,800	
ハイレックスコーポレーション	818,400	3,145.000	2,573,868,000	
日本精機	699,000	2,031.000	1,419,669,000	
ナカニシ	300,900	4,180.000	1,257,762,000	
静岡ガス	1,171,200	731.000	856,147,200	
東海旅客鉄道	77,100	20,305.000	1,565,515,500	
山九	2,975,000	521.000	1,549,975,000	
商船三井	323,000	208.000	67,184,000	
NECネットエスアイ	78,300	1,736.000	135,928,800	
ネクソン	1,805,100	1,620.000	2,924,262,000	
プロトコーポレーション	303,400	1,388.000	421,119,200	
中部日本放送	684,800	638.000	436,902,400	
KDDI	656,400	2,824.500	1,854,001,800	
沖縄セルラー電話	830,300	3,125.000	2,594,687,500	
DTS	476,000	2,081.000	990,556,000	
伯東	790,000	892.000	704,680,000	
黒田電気	581,900	1,513.000	880,414,700	
シークス	689,800	2,816.000	1,942,476,800	
伊藤忠商事	2,991,100	1,349.500	4,036,489,450	
三井物産	925,000	1,328.000	1,228,400,000	
阪和興業	1,556,000	443.000	689,308,000	

稻畠産業	448,600	1,172,000	525,759,200	
テクノアソシエ	709,600	1,000,000	709,600,000	
加藤産業	133,400	2,711,000	361,647,400	
因幡電機産業	465,200	3,330,000	1,549,116,000	
サンエー	98,000	4,840,000	474,320,000	
エービーシー・マート	93,200	6,630,000	617,916,000	
パル	114,700	2,547,000	292,140,900	
ナフコ	913,400	1,626,000	1,485,188,400	
クリエイトＳＤホールディングス	427,800	2,385,000	1,020,303,000	
サンマルクホールディングス	304,800	2,863,000	872,642,400	
ＡＴグループ	500,000	2,340,000	1,170,000,000	
ベルク	242,700	3,790,000	919,833,000	
三井住友フィナンシャルグループ	1,405,000	3,096,000	4,349,880,000	
武蔵野銀行	116,400	2,903,000	337,909,200	
スルガ銀行	1,347,800	1,808,000	2,436,822,400	
三重銀行	1,027,000	189,000	194,103,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	1,971,800	538,000	1,060,828,400	
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	916,700	3,189,000	2,923,356,300	
Ｔ＆Ｄホールディングス	461,400	1,102,500	508,693,500	
東京センチュリーリース	916,800	3,730,000	3,419,664,000	
オリックス	2,207,600	1,434,500	3,166,802,200	
飯田グループホールディングス	95,800	2,010,000	192,558,000	
スタートコーポレーション	1,139,100	2,233,000	2,543,610,300	
日神不動産	2,581,600	345,000	890,652,000	
カカクコム	305,200	1,959,000	597,886,800	
メッセージ	132,200	3,470,000	458,734,000	
ツカダ・グローバルホールディング	829,700	663,000	550,091,100	
ディー・エヌ・エー	388,600	1,749,000	679,661,400	
リロ・ホールディング	90,400	12,830,000	1,159,832,000	
西尾レントオール	432,000	2,463,000	1,064,016,000	
トーカイ	226,000	3,020,000	682,520,000	
合 計	74,744,300		108,798,931,330	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 2月29日現在です。

### 【シュローダー日本ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	6,623,012,973円
負債総額	2,819,928円
純資産総額( - )	6,620,193,045円
発行済口数	4,785,206,132口
1口当たり純資産額( / )	1.3835円

(参考)

### シュローダー日本マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	116,887,162,891円
負債総額	1,002,966,079円
純資産総額( - )	115,884,196,812円
発行済口数	55,408,648,429口
1口当たり純資産額( / )	2.0914円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ( 4 ) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### ( 5 ) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ( 6 ) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成28年2月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構（平成28年2月末現在）

###### 経営体制

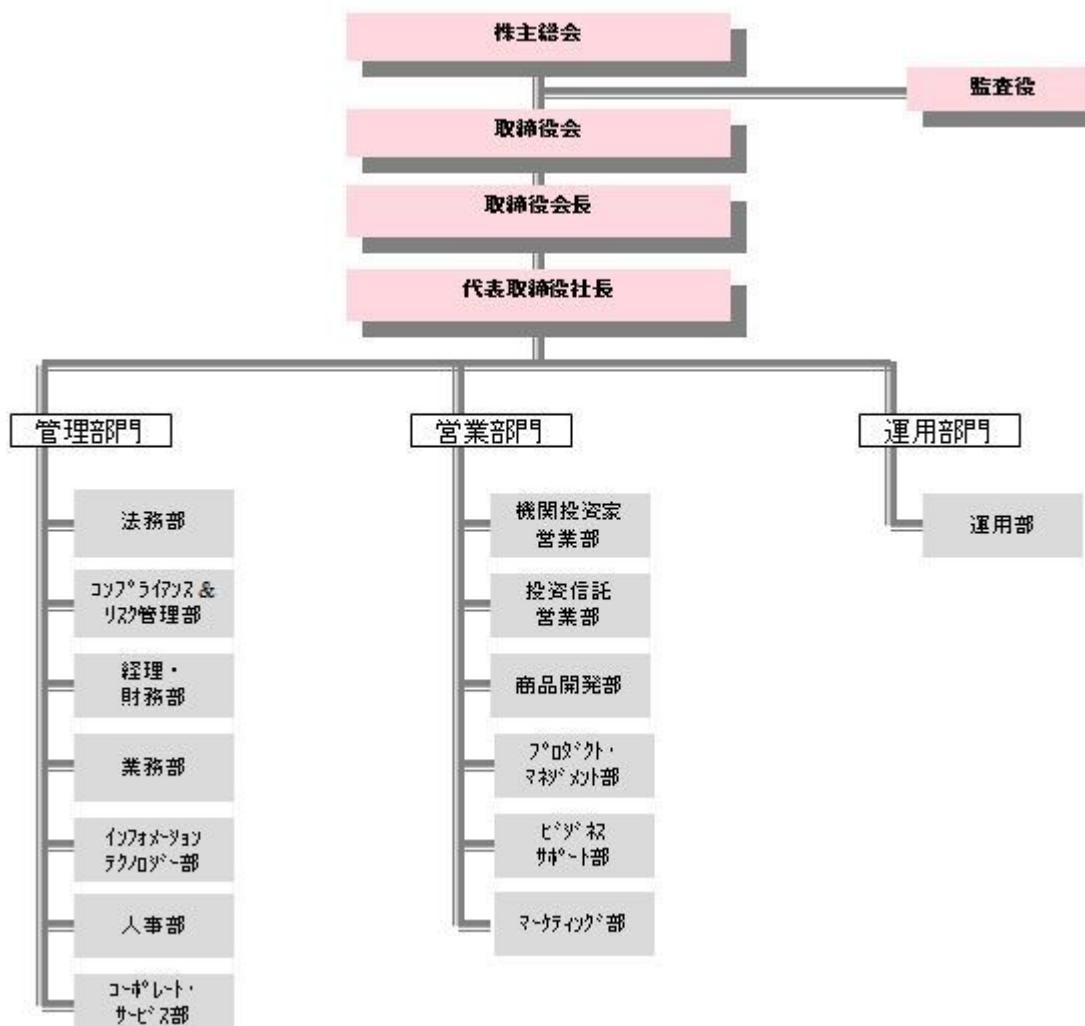
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



**投資運用の意思決定機構**  
取締役会から権限を委譲されたエグゼクティブ・マネジメント・コミッティーの下に投資運用にかかる各サブコミッティーを設置し、そこで運用全般にかかる意思決定を行います。



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を

行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成28年2月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	54	520,025,152,313

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)		
	第24期 (平成26年12月31日)	第25期 (平成27年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	4,295,805	3,469,940
立替金	36	-
前払費用	74,515	74,114
未収入金	224,268	261,752
未収委託者報酬	630,154	679,930
未収運用受託報酬	608,464	952,004
1年内受取予定の長期差入保証金	1,800	2,000
繰延税金資産	541,968	579,737
<b>流動資産合計</b>	<b>6,377,012</b>	<b>6,019,478</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備(純額)	*1	38,230
器具備品(純額)	*1	15,307
<b>有形固定資産合計</b>	<b>53,537</b>	<b>86,136</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	61,342	49,144
<b>無形固定資産合計</b>	<b>65,042</b>	<b>52,844</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	18,699	6,475
長期差入保証金	232,794	244,179
その他投資	950	950
貸倒引当金	950	950
<b>繰延税金資産</b>	<b>186,545</b>	<b>316,694</b>

投資その他の資産合計	438,039	567,348
固定資産合計	556,619	706,329
資産合計	6,933,631	6,725,808

(単位：千円)

第24期 (平成26年12月31日)	第25期 (平成27年12月31日)
-----------------------	-----------------------

## 負債の部

## 流動負債

預り金	39,590	44,097
前受金	1,693	-
未払金		
未払収益分配金	25	75
未払償還金	14,012	14,012
未払手数料	213,619	207,469
その他未払金	*2 2,051,249	2,186,021
未払費用	86,026	64,448
未払法人税等	391,289	719,335
未払消費税等	54,136	94,719
流動負債合計	2,851,643	3,330,178

## 固定負債

長期未払金	193,215	263,227
長期未払費用	34,735	33,356
退職給付引当金	710,422	796,438
役員退職慰労引当金	24,369	31,052
資産除去債務	86,432	87,642
固定負債合計	1,049,174	1,211,717

## 負債合計

	3,900,817	4,541,896
--	-----------	-----------

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		

## その他利益剰余金

繰越利益剰余金	2,038,251	1,193,763
---------	-----------	-----------

## 利益剰余金合計

2,038,251	1,193,763
-----------	-----------

## 株主資本合計

3,028,251	2,183,763
-----------	-----------

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	4,562	148
評価・換算差額等合計	4,562	148
純資産合計	3,032,813	2,183,911
負債純資産合計	6,933,631	6,725,808

	第24期	第25期
	自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
	至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	2,340,959	2,612,569
運用受託報酬	2,922,323	4,368,399
その他営業収益	2,357,626	2,819,369
<b>営業収益計</b>	<b>7,620,909</b>	<b>9,800,338</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	870,912	913,688
広告宣伝費	130,470	126,363
公告費	780	780
調査費		
調査費	142,586	153,656
委託調査費	924,554	1,148,494
図書費	1,349	2,908
委託計算費	43,050	-
事務委託費	307,721	318,157
営業雑経費		
通信費	27,645	28,523
印刷費	16,951	8,173
協会費	5,932	6,915
諸会費	2,681	3,450
<b>営業費用計</b>	<b>2,474,637</b>	<b>2,711,112</b>
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬	431,784	426,838
給料・手当	1,328,407	1,354,590
賞与	862,373	1,194,038
交際費	6,300	7,738
旅費交通費	50,835	69,476
租税公課	21,295	27,056
不動産賃借料	245,007	245,143
退職給付費用	91,886	109,057
役員退職慰労引当金繰入	5,820	6,682
法定福利費	158,221	159,150
固定資産減価償却費	38,136	63,961
諸経費	1,289,649	1,579,990
<b>一般管理費計</b>	<b>4,529,718</b>	<b>5,243,724</b>
<b>営業利益（ 営業損失）</b>	<b>616,554</b>	<b>1,845,501</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	1,110	1,009
受取配当金	1,473	439
有価証券売却益	-	3,512
為替差益	-	15,893
時効償還金	4,161	-
雜益	1,503	1,738
<b>営業外収益計</b>	<b>8,249</b>	<b>22,593</b>
<b>営業外費用</b>		

為替差損		33,028	-
雑損失		685	1,106
営業外費用計		33,713	1,106
経常利益(経常損失)		591,089	1,866,988
特別損失			
割増退職金等	*1	49,399	7,034
固定資産除却損		343	356
特別損失計		49,743	7,390
税引前当期純利益			
(税引前当期純損失)		541,346	1,859,598
法人税、住民税及び事業税		446,250	912,004
法人税等調整額		728,513	167,917
法人税等合計		282,263	744,087
当期純利益(当期純損失)		823,609	1,115,511

## (3)【株主資本等変動計算書】

第24期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計				
		資本準備金	その他利益剰余金					
当期首残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404		
当期変動額								
当期純利益			823,609	823,609		823,609		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					799	799		
当期変動額合計	-	-	823,609	823,609	799	824,408		
当期末残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813		

第25期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計				
		資本準備金	その他利益剰余金					
当期首残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813		
当期変動額								
剩余金の配当			1,960,000	1,960,000		1,960,000		
当期純利益			1,115,511	1,115,511		1,115,511		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					4,413	4,413		
当期変動額合計	-	-	844,488	844,488	4,413	848,901		
当期末残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911		

## 重要な会計方針

<b>1 . 有価証券の評価基準及び評価方法</b>	その他有価証券時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
<b>2 . 固定資産の減価償却の方法</b>	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。  (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
<b>3 . 引当金の計上基準</b>	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
<b>4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</b>	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 注記事項

##### （貸借対照表関係）

第24期 平成26年12月31日現在	第25期 平成27年12月31日現在
<b>*1 有形固定資産の減価償却累計額</b> 建物附属設備 129,718千円 器具備品 132,215千円	<b>*1 有形固定資産の減価償却累計額</b> 建物附属設備 139,387千円 器具備品 151,545千円
	<b>*2 関係会社項目</b> その他未払金 515,023千円

##### （損益計算書関係）

第24期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日
*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。	*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

第24期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第24期事業年度 期首株式数	第24期事業年度 増加株式数	第24期事業年度 減少株式数	第24期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第25期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第25期事業年度 期首株式数	第25期事業年度 増加株式数	第25期事業年度 減少株式数	第25期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月4日 取締役会	普通株式	1,960,000	200,000	平成27年 6月30日	平成27年 7月1日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第24期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日
--	--

オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料
1年内 7,963千円	1年内 7,963千円
1年超 9,954千円	1年超 1,990千円
合計 17,917千円	合計 9,954千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針  当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けてあります。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。	(1) 金融商品に対する取組方針  同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク  当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。  営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。  未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク  同左

第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。  市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。  流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金で運用することにより、流動性リスクを管理しております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 同左  市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理 同左  流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 同左
---	---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第24期(平成26年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,295,805	4,295,805	-
(2) 未収入金	224,268	224,268	-
(3) 未収委託者報酬	630,154	630,154	-
(4) 未収運用受託報酬	608,464	608,464	-
資産計	5,758,692	5,758,692	-
(1) 未払手数料	213,619	213,619	-
(2) その他未払金	2,051,249	2,051,249	-
負債計	2,264,869	2,264,869	-

第25期(平成27年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,469,940	3,469,940	-

(2) 未収入金	261,752	261,752	-
(3) 未収委託者報酬	679,930	679,930	-
(4) 未収運用受託報酬	952,004	952,004	-
資産計	5,363,627	5,363,627	-
(1) 未払手数料	207,469	207,469	-
(2) その他未払金	2,186,021	2,186,021	-
負債計	2,393,490	2,393,490	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第24期 平成26年12月31日現在	第25期 平成27年12月31日現在
<b>資産</b>	<b>資産</b>
(1) 預金  預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。	(1) 預金  同左
(2) 未収入金  未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。	(2) 未収入金  同左
(3) 未収委託者報酬  未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。	(3) 未収委託者報酬  同左
(4) 未収運用受託報酬  未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。	(4) 未収運用受託報酬  同左
<b>負債</b>	<b>負債</b>
(1) 未払手数料  未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。	(1) 未払手数料  同左
(2) その他未払金  その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。	(2) その他未払金  同左

## (注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第24期(平成26年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	4,295,805	-
未収入金	224,268	-
未収委託者報酬	630,154	-
未収運用受託報酬	608,464	-
合計	5,758,692	-

第25期（平成27年12月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	3,469,940	-
未収入金	261,752	-
未収委託者報酬	679,930	-
未収運用受託報酬	952,004	-
合計	5,363,627	-

(注3)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第24期（平成26年12月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第24期（平成26年12月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	16,702	12,076	4,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,996	2,060	63
合計	18,699	14,136	4,562

第25期（平成27年12月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	3,367	3,060	307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	3,107	3,266	159
合計	6,475	6,326	148

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第24期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）

該当事項はありません。

第25期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

(退職給付関係)

第24期 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日
--	--

<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p>
<p>2. 確定給付制度</p> <p>(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p>	<p>2. 確定給付制度</p> <p>(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p>
<p>期首における退職給付引当金</p> <p>651,735千円</p> <p>退職給付費用 91,886千円</p> <p>退職給付の支払額 <u>33,200千円</u></p> <p>期末における退職給付引当金</p> <p><u>710,422千円</u></p>	<p>期首における退職給付引当金</p> <p>710,422千円</p> <p>退職給付費用 109,057千円</p> <p>退職給付の支払額 <u>23,041千円</u></p> <p>期末における退職給付引当金</p> <p><u>796,438千円</u></p>
<p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p>	<p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p>
<p>積立型制度の退職給付債務</p> <p>年金資産 -</p>	<p>積立型制度の退職給付債務</p> <p>年金資産 -</p>
<p>非積立型制度の退職給付債務</p> <p>710,422千円</p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産</p> <p>の純額 710,422千円</p> <p>退職給付引当金 710,422千円</p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産</p> <p>の純額 710,422千円</p>	<p>非積立型制度の退職給付債務</p> <p>796,438千円</p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産</p> <p>の純額 796,438千円</p> <p>退職給付引当金 796,438千円</p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産</p> <p>の純額 796,438千円</p>
<p>(3) 退職給付に関連する損益</p> <p>簡便法で計算した退職給付費用</p> <p>91,886千円</p>	<p>(3) 退職給付に関連する損益</p> <p>簡便法で計算した退職給付費用</p> <p>109,057千円</p>

(税効果会計関係)

<p>第24期</p> <p>自 平成26年 1月 1日</p> <p>至 平成26年12月31日</p>	<p>第25期</p> <p>自 平成27年 1月 1日</p> <p>至 平成27年12月31日</p>
---	---

1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用否認	千円 未払費用否認
未確定債権債務に係る	857,947
為替差損益	未確定債権債務に係る
退職給付引当金損金	為替差損益
算入限度超過額	-
役員退職慰労引当金否認	退職給付引当金損金
資産除去債務	算入限度超過額
その他	役員退職慰労引当金否認
	資産除去債務
	その他
繰延税金資産小計	257,568
評価性引当額	10,042
繰延税金資産合計	24,011
繰延税金資産の純額	54,926
	繰延税金資産小計
	1,204,494
	評価性引当額
	308,063
	繰延税金資産合計
	896,431
	繰延税金資産の純額
	896,431
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
役員賞与等永久に損金	
算入されない項目	35.6%
評価性引当額	16.8%
税率変更による期末繰延	6.7%
税金資産の減額修正	110.8%
その他	税率変更による期末繰延
	税金資産の減額修正
	その他
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	6.1%
	40.0%
	税効果会計適用後の 法人税等の負担率

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正  「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額は48,444千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正  「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、解消が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.06%、平成29年1月1日以降のものについては32.26%にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は113,879千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。
---	--

## (資産除去債務関係)

## 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1)当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

## (2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間(建物附属設備の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(1.4%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3)当該資産除去債務の総額の増減

	第24期	第25期
	自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
	至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日
期首残高	85,239千円	86,432千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
その他増減額(　は減少)	1,193千円	1,210千円
期末残高	86,432千円	87,642千円

## 2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## &lt;セグメント情報&gt;

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## &lt;関連情報&gt;

第24期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

## 1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,340,959	2,922,323	1,498,482	859,143	7,620,909

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
6,033,633	1,587,275	7,620,909

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第25期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,612,569	4,368,399	1,873,934	945,435	9,800,338

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,760,510	2,039,828	9,800,338

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第24期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シユローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注3）	70,326	未収運用受託報酬	千円 6,110
							サービス提供業務報酬の受取（注4）	433,121	未収入金	86,042
							情報提供業務報酬の受取（注5）	186,681		
							役務提供業務の対価の受取（注5）	266,360		
							運用再委託報酬の支払（注3）	437,538	未払金(その他未払金)	86,471
							一般管理費(諸経費)の支払（注5）	241,541	前受金	1,693
親会社の子会社 (注2)	シユローダー・インベストメント・マネジメント・(シンガポール)	シンガポール、OCBCセンター	50.77百万シンガポール	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注3）	11,211	未収運用受託報酬	966

						サービス提供業務報酬の受取(注4)	154,191	未収入金	21,375
						役務提供業務の対価の受取(注5)	79,329		
						運用再委託報酬の支払(注3)	15,988	未払金(その他未払金)	296,457
						一般管理費(諸経費)の支払(注5)	589,189		
兄弟会社 シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.867百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注3)	1,153,588	未収運用受託報酬	84,438
						サービス提供業務報酬の受取(注4)	621,981	未収入金	67,661
						役務提供業務の対価の受取(注5)	240,596		
						運用再委託報酬の支払(注3)	389,134	未払金(その他未払金)	28,307

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・シンガポール・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注5) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

## シユローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー(非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第25期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シユローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	0.5百万ユーロ	持株会社	被所有直接100%	当社への出資	剩余金の配当	千円 1,960,000	-	千円 -
最終親会社	シユローダー・ピー・エルシー	イギリス、ロンドン市	282.5百万ポンド	持株会社	被所有間接100%	当社の最終親会社	一般管理費(役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	千円 192,399	その他未払金	千円 515,023

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シユローダー・ピー・エルシーより行われております。但し、これらの費用はシユローダー・ピー・エルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シユローダー・ピー・エルシーに対する債務として処理しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注2)	シユローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注4)	千円 113,510	未収運用受託報酬	千円 5,358
							サービス提供業務報酬の受取 (注5)	638,886	未収入金	86,701
							情報提供業務報酬の受取 (注6)	191,039		

							役務提供業務の対価の受取(注6)	302,673			
							運用再委託報酬の支払(注4)	560,569	未払金(その他未払金)	210,292	
							一般管理費(諸経費)の支払(注6)	302,616			
							一般管理費(出向者人件費の負担金)(注7)	223,484			
親会社の子会社 (注3)	シユローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7百万	投資運用	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取(注4)	7,514	未収運用受託報酬	548	
							サービス提供業務報酬の受取(注5)	238,777	未収入金	46,826	
							役務提供業務の対価の受取(注6)	88,499			
							運用再委託報酬の支払(注4)	12,189	未払金(その他未払金)	62,438	
							一般管理費(諸経費)の支払(注6)	797,951			
兄弟会社	シユローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.8百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注4)	1,693,619	未収運用受託報酬	172,717	

サービス提供業務報酬の受取（注5）	451,636	未収入金	59,918				
役務提供業務の対価の受取（注6）	267,314						
運用再委託報酬の支払（注4）	468,269	未払金(その他未払金)	64,221				

(注2)当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3)当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4)各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注5)各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注6)情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(注7)シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

### （1株当たり情報）

第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日

1株当たり純資産額	309,470円77銭	1株当たり純資産額	222,848円13銭
1株当たり当期純利益	84,041円76銭	1株当たり当期純利益	113,827円72銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。			
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	823,609千円	損益計算書上の当期純利益	1,115,511千円
普通株式に係る当期純利益	823,609千円	普通株式に係る当期純利益	1,115,511千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと  
(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円 (平成27年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社鳥取銀行*	9,061百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

\* 募集の取扱いを行いません。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成27年11月20日	有価証券届出書
平成27年11月20日	有価証券報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年3月16日

シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太田 英男  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月6日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太田 英男  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー日本ファンドの平成27年8月25日から平成28年2月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー日本ファンドの平成28年2月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。